

(公印・契印省略)

統計委第5号
令和5年3月23日

総務大臣
松本剛明殿

統計委員会委員長
椿 広 計

諮問第170号の答申
経済産業省企業活動基本調査の変更について

本委員会は、諮問第170号による経済産業省企業活動基本調査（令和5年以降に実施する調査に係る変更）に係る変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和5年2月10日付け20230208統第1号により経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「経済産業省企業活動基本調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

・ 報告を求める事項の変更

ア 国際取引を把握する項目の誘導の見直し

前回の令和4年調査については、「諮問第154号の答申 科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更について」（令和3年7月30日付け統計委第12号。以下「前回答申」という。）を踏まえ、売上高や仕入高の輸出入に係る報告を求める事項（以下「調査事項」という。）について、回答の要否を明確にするため、「国際取引の有無」に関する設問を挿入する変更がなされた。

しかしながら、国際取引がない場合においても、売上高や仕入高の合計額については調査が必要であり、この点について「国際取引の有無」における指示内容が適切ではなかったため、変更後の調査票により令和4年調査を実施したところ、これらの事項

において調査漏れが生じることとなった。

このため、本申請では、当該設問について、図のとおり、国際取引がない場合の誘導を削除し、国際取引の有無にかかわらず、(2)「売上高(0601)」と(3)「仕入高(モノ)(0609)」には回答を促す注意書きを追加することとしている。

図 「国際取引の有無」に関する設問の変更内容

変更前（令和4年調査）

6 取引状況

(1) 国際取引の有無
最近決算期間の国際取引について、該当する番号に1つだけ○を付けてください。

1 国際取引があった (a~dで該当する記号にすべて○) ⇒
 0600 2 国際取引はなかった **削除**

※ モノの輸出があった ⇒ (2)で「輸出額」も記入
 ※ モノの輸入があった ⇒ (3)で「輸入額」も記入
 ※ モノ以外の取引（受取金額）があった ⇒ (4)の受取金額も記入
 ※ モノ以外の取引（支払金額）があった ⇒ (4)の支払金額も記入

(2) 売上高の取引状況 (最近決算期1年間)

区分	取引額	うち、関係会社 ※6-1				
		十兆	千億	百億	十億	千万
売上高 ※5-3	0601					
うち、モノの輸出額 ※5-2	0602					

(3) 仕入高(モノ)の取引状況 (最近決算期1年間)

区分	取引額	うち、関係会社 ※6-1				
		十兆	千億	百億	十億	千万
仕入高(モノ) ※5-3	0609					
うち、モノの輸入額 ※5-2	0610					

変更後（令和5年調査）

6 取引状況

(1) 国際取引の有無
最近決算期間の国際取引について、該当する番号に1つだけ○を付けてください。

1 国際取引があった **削除** ⇒
 0600 2 国際取引はなかった **削除**

※ モノの輸出があった ⇒ (2)で「輸出額」も記入
 ※ モノの輸入があった ⇒ (3)で「輸入額」も記入
 ※ モノ以外の取引（受取金額）があった ⇒ (4)の受取金額も記入
 ※ モノ以外の取引（支払金額）があった ⇒ (4)の支払金額も記入

【注】(1)国際取引の有無にかかわらず、(2)の「売上高(0601)」、(3)の「仕入高(モノ)(0609)」は記入してください

(2) 売上高の取引状況 (最近決算期1年間)

区分	取引額	うち、関係会社 ※6-1				
		十兆	千億	百億	十億	千万
売上高 ※5-3	0601					
うち、モノの輸出額 ※5-2	0602					

(3) 仕入高(モノ)の取引状況 (最近決算期1年間)

区分	取引額	うち、関係会社 ※6-1				
		十兆	千億	百億	十億	千万
仕入高(モノ) ※5-3	0609					
うち、モノの輸入額 ※5-2	0610					

これについては、令和5年調査の準備業務において、5月の調査開始までの時間的制約がある中で、現行の設問順序などを前提として可能な範囲で報告者の誘導を正そうとするものであり、報告者から適切な回答を得るための当座の措置としては、おおむね適当である。

ただし、「国際取引の有無」における誘導や説明文が複雑な上に、報告者によって回答要否が分かれる設問の直前に配置されていないことなどから、報告者が迷うことなく回答できるよう、今後一層の工夫の余地があるものと考えられる。したがって、令和6年以降に実施する調査に向けては、令和5年調査における回答状況や報告者の負担を検証した上で、当該設問の在り方等について検討し、調査票の見直しを行うことを「3 今後の課題」として指摘する。

あわせて、本調査をめぐる背景事情として、報告者の負担が大きくなっているとの指摘もあることを踏まえ、回答が得られにくくなっている調査事項について、その原因を分析した上で、回答率の向上方策や、他の情報源の活用方策も含めた調査事項の見直しを検討する必要があることを指摘する。

イ 労働者区分の見直し

本件申請では、常用労働者の内訳区分について、労働者区分の定義を変更し、「雇用契約期間（無期）」と「雇用契約期間（有期）」の区分を適用することとしている。

これについては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）を受けた「統計調査における労働者区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日統計企画会議申合せ）の改定を踏まえたものであり、雇用の実態をよりの確

に把握する観点から、適当である。

2 令和4年調査における対応及び今後の再発防止策

(1) 令和4年調査における対応

令和4年調査において、(2)「売上高(0601)」と(3)「仕入高(モノ)(0609)」における調査漏れの発生に対応するため、経済産業省は、「国際取引がなかった」と回答した企業のうち該当取引があると想定される企業等を特定し、委託業者からの架電による照会により、令和5年2月中旬までに全ての確認を終えたとしている。その結果、令和5年6月末に公表を予定している結果数値への影響はないとしている。ただし、このことによって、一部の回答者に追加の負担を強いたことにも鑑み、経済産業省は、本件の内容と対応状況についてホームページ等において統計利用者等に対する説明を丁寧に行うこととしている。

これについては、追加の国民負担が発生したことは重く受け止める必要があり、後記(2)に掲げる再発防止策を確実に講じる必要がある。一方、結果公表前に速やかに是正措置が講じられた点は、エラーに気付いて以降、社会や統計利用者を第一に考えた対応がなされたものと評価できる。経済産業省においては、時系列データの連続性の確保等の観点から、当該結果公表に向け審査を丁寧に行い、公表時に十分に説明を行う必要があることを指摘する。

(2) 今後の再発防止策

今回、調査票において適切な指示内容となっていなかった理由について、経済産業省は、
① 調査の企画段階において、調査票の回答フローの確認が十分ではなかったこと、
② 電子調査票においては、指示どおり記入を進めるとエラーメッセージが表示される設定としており、紙媒体の調査票の設計との整合性の確認が十分ではなかったこと、
を挙げている。今回の事例は、令和4年8月の本委員会の建議「公的統計の総合的な品質向上に向けて」において指摘した典型的なヒューマンエラーであり、様々な関係者が携わる統計作成プロセスの特性や、「3H(変化、初めて、久しぶり)」が起因しているものと考えられる。

このことから、同様の事例の再発防止に向けて、調査票を変更する場合には、変更箇所のみに着目するのではなく、回答者の立場に立って、回答フロー前後関係の確認を徹底するとともに、電子調査票の設計や集計事項など他のプロセスとの整合性を確保するなど、建議において指摘した「変更管理」の取組を確実に実施していくことが求められる。加えて、正確な報告の確保や報告者負担の軽減の観点から、今回、改めて電子調査票の有用性が確認されたことから、その機能改善やオンライン回答の更なる推進を図ることを「3 今後の課題」として指摘する。

一方、調査計画の変更に係る承認審査(統計委員会への諮問を含む。)を担当する総務省政策統括官(統計制度担当)においては、その審査の過程において、変更点の周辺も含めた調査票その他の調査計画のエラーに気付くことが期待される。したがって、今後、各府省とのコミュニケーションを密に図り、統計委員会における審議も一層有効に活用することによって、調査計画の変更時におけるリスクの低減に努めるとともに、今回の事例を教訓の一つとして、適切な機会を捉えて全府省に共有する必要があることを指摘する。

3 今後の課題

(1) 調査の企画段階における調査票回答フロー等の事前確認の徹底

調査票の設計に当たり、各調査事項の回答対象者をあらかじめ一覧表にするなどによって明確にするとともに、調査票を変更する場合には、事前に第三者に模擬的に回答してもらう等により、回答負担や答えにくい箇所の有無を含め、回答フローの確認を十分に行うこと。

(2) 電子調査票の改善及びオンライン回答の更なる推進

回答負担を軽減し、かつエラーを防止する観点から、電子調査票の機能の改善に不断に取り組みるとともに、オンライン回答率の更なる向上を図ること。

(3) 調査事項の見直し

「国際取引の有無」について、令和6年以降に実施する調査に向けて、令和5年調査における回答状況や報告者の負担を検証した上で、当該設問の在り方等について検討し、調査票の見直しを行うこと。

また、回答負担が大きく回答が得られにくくなっている調査事項については、報告者の負担などを検証し、回答率の向上方策や、他の情報源の活用方策も含めた調査事項の見直しを中長期的に検討すること。

以上